半田市商店街電灯料補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、商店街に設置された街路灯等(「アーチ及びアーケードに附属する照明を含む。」以下同じ。)に係る電灯料を助成することにより、商店街の防犯対策を支援し、もって市民生活の安全を守ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となるものは、半田市商業振興条例(平成21年条例第35号)第 2条第2項に規定される団体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助対象団体が維持管理している街路灯等の4月1日から翌年3月31日までの電灯料とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、市長が予算の範囲内で認めた額とする。
- 2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (補助金の交付申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとするものは、半田市商店街電灯料補助金交付申請書 (様式第1)に必要書類を添えて、当該年度の5月31日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、適正と認めるときは、 補助金の交付を決定するとともに所要条件を付し、半田市商店街電灯料補助金交付決 定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更申請)

第7条 前条の決定通知書を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、当該補助 事業についてその内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに半田市商店 街電灯料補助事業変更承認申請書(様式第3)を市長に提出し、承認を受けなければ ならない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、半田

市商店街電灯料補助金変更交付決定通知書(様式第4)により交付決定者に通知する ものとする。

(実績報告書の提出)

- 第9条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに半田市商店街電灯料 補助事業実績報告書(様式第5)及び補助金請求書(様式第6)に必要書類を添えて 市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。 (補助金の交付取消し及び返還)
- **第10条** 市長は、交付決定者が、この要綱に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(書類の整理)

第11条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた当該年度から5年間帳 簿等証拠書類を整理し、保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 半田市中小企業振興補助金交付要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

半田市商店街電灯料補助金交付申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

半田市商店街電灯料補助金交付要綱により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添え申請します。

記

補助申請額						円
事業費総見込み額						円
実施期間	2	年 月	日~	年	月	日

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他指示された書類

年 月 日

様

半田市長

半田市商店街電灯料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市商店街電灯料補助金については、 下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1. 補助金交付決定額 金 円
- 2. 補助条件
 - (1) この補助金は、上記以外の目的に支出することは認められません。
 - (2) 半田市商店街電灯料補助金交付要綱に違反し、その補助事業の執行方法 が不適当だと市長が認めたときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交 付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

様式第3(第7条関係)

半田市商店街電灯料補助事業変更承認申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のありました半田市商店街電灯料補助金について、下記のとおり変更をしたいので承認くださるよう申請します。

記

当 初 交 付 決 定 額	円
変 更 後 の補 助申請額	円
変 更 又 は中止の理由	
変 更 内 容	
~ ~ "	

年 月 日

様

半田市長

半田市商店街電灯料補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました半田市商店街電灯料補助金については、下記のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

- 1. 補助金変更交付決定額
- 金

円

- 2. 補助条件
 - (1) この補助金は、上記以外の目的に支出することは認められません。
 - (2) 半田市商店街電灯料補助金交付要綱に違反し、その補助事業の執行方法 が不適当だと市長が認めた時は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付 した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

様式第5(第9条関係)

半田市商店街電灯料補助事業実績報告書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のありました半田市商店街電灯料補助金の事業実績について、関係書類を添え報告します。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他指示された書類

補 助 金 請 求 書

年 月 日

会	
並.	

但し、年度半田市商店街電灯料補助金として

半田市長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

-			
	金融機関名	銀 行信用金庫	店
	種 別	1. 普 通 2. 当 座 3. その他()
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		